

東京大学大学院工学系研究科研究支援経費取扱内規

平成17年4月 1日 制定

平成20年1月24日 一部改正

(目的)

第1条 この内規は、東京大学大学院工学系研究科（以下「研究科」という。）における研究支援経費の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究支援経費の定義及び用途)

第2条 研究支援経費とは、学外から資金を受け入れ研究を行うにあたって、研究に直接必要とする経費（以下「直接経費」という。）以外に、効果的かつ効率的に研究を行うために必要な管理的経費をいい、施設等の維持管理費、研究科が雇用する教職員の人件費及び光熱水料などに充てるものとする。

(研究支援経費の受入)

第3条 研究支援経費は寄附金、共同研究（共同事業を含む。以下同じ。）又は受託研究（受託事業及びこれらの再委託を含む。以下同じ。）を受け入れる際に受け入れるものとする。

(研究支援経費の算定基準額及び適用率)

第4条 研究支援経費を課す研究資金の名称、算定基準額及び適用率は、別表のとおりとする。

2 研究支援経費の額は、前項に規定する算定基準額に適用率を乗じて算定する。ただし、別表第1号及び第2号の寄附金については、寄附者の意思を確認し、寄附金額の中に算定することができる。また、別表第6号の受託研究において、間接経費の算定ができない場合には、直接経費の中に算定するものとする。

(研究支援経費の免除)

第5条 研究支援経費を免除することのできるものは、次のとおりとする。

(1) 寄附金について、寄附者の寄附に関する規約等により間接経費の負担を認めていない場合

(2) 研究支援経費の負担が困難と認められる相当な理由がある場合

2 前項の規定により研究支援経費の免除を受けようとする教員は、別紙研究支援経費免除申請書を研究科長に提出しなければならない。

附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前から複数年契約している委託者が民間企業等の受託研究で、間接経費を受け入れているものに係る研究支援経費の額は、平成17年度以降は別表の適用率により算定する。

3 次に掲げるものについては、研究支援経費の一部（大学本部分）を免除することができる。

(1) 平成16年度以前から継続して分割納付することとされている寄附金（寄付講座に係るものを含む。）

(2) 平成16年度以前から複数年契約している共同研究

(3) 平成16年度以前から複数年契約している受託研究で間接経費を受け入れていないもの

4 前項の規定による免除申請手続きについては、第5条第2項の規定を準用する。

附 則

- 1 この内規は、平成20年1月24日から施行し、平成19年11月29日から適用する。
- 2 改正後の東京大学大学院工学系研究科研究支援経費取扱内規別表の規定は、第7号及び第8号に定めるものを除き、平成20年4月1日以降に受け入れるものについて適用し、同日前に受け入れた、平成19年度以前から継続している寄附金、共同研究及び受託研究に係る適用率については、なお従前の例によることができる。

別表

研究資金等の名称		算定基準額	適用率
1	寄附金	寄附金額	15%
2	寄附金（寄付講座に係るもの）	寄附金額	15%
3	民間企業等との共同研究	直接経費の額	15%
受託研究	4 委託者が民間企業等	直接経費の額	30%
	5 委託者が国（国との間に委託契約を締結した者を含む。以下同じ。）、地方公共団体又は独立行政法人で、間接経費又は一般管理費に関する定めのあるもの	直接経費の額	国、地方公共団体、独立行政法人の定める間接経費の率又は一般管理費の率
	6 委託者が国、地方公共団体又は独立行政法人で、間接経費又は一般管理費に関する定めのないもの	直接経費の額	30%
7	海外の企業等との共同研究	直接経費の額	30%
8	海外の企業等との受託研究	直接経費の額	30%
9	寄附物品等	寄附金額	30%

備考 適用率 第1～3号については大学本部規則分10%、研究科分5%、第4号～9号については大学本部規則分のみ。